# GHG排出量算定サービス導入補助金

中小事業者の脱炭素化の取組を推進するため、温室効果ガス(GHG)のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する排出量算定サービスを導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助します。

## 【補助対象者】

兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者

## 【補助対象サービス】

事業者の温室効果ガス排出量の把握並びに削減に資するシステム<sup>※1</sup>サプライチェーン排出量(スコープ3を含む)<sup>※2</sup>を算定できるプランが対象<sup>※3</sup>

- ※1 令和5年4月1日以降に契約し、その日から起算して30日以内に申請したものに限る
- ※2 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量
- ※3 サプライチェーン排出量の算定状況については実績報告書に記載

#### 補助対象経費

#### 補助金額

#### システムの月額使用料※

年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用 料相当額が対象 補助対象経費の1/2 (上限1万円/月)

- ※ 利用開始日の属する月から令和6年3月までの期間
- ※ 契約日から3か月以上継続した月額使用料に限る
- ※ 令和6年3月18日までに支払いが完了した使用料が対象
- ※ 消費税及び地方消費税の額は除く

## 【募集期間】

令和5年4月19日~令和5年12月22日(必着)

※先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

## 【補助金申請までの流れ】

- ① 前年度のエネルギー使用量の確認(原油換算で1,500kL未満が対象)
- ② GHG排出量算定サービスを契約(事業者自身で選定) ※補助対象サービスの条件に注意
- ③ 申請書のダウンロード当協会ホームページ: http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/ghgsantei2023
- ④ 申請書の提出 (下記提出先に郵送)

## 【提出先・問い合わせ先】

公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第2課(兵庫県環境部環境政策課内) 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL: 078-362-3284 FAX: 078-382-1580 E-mail: kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp